

平成30年度資源評価報告書(ダイジェスト版)

[Top](#) > [資源評価](#) > [平成30年度資源評価](#) > [ダイジェスト版](#)

標準和名 イカナゴ

学名 *Ammodytes japonicus*

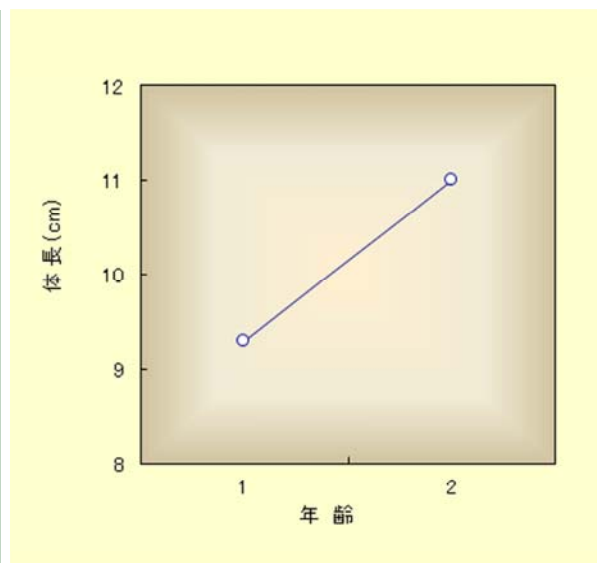
系群名 伊勢・三河湾系群

担当水研 中央水産研究所



生物学的特性

寿命： 2～3歳
 成熟開始年齢： 1歳 (100%)
 産卵期・産卵場： 12～1月、伊勢湾の湾口部付近から渥美外海の礫砂の海底
 食性： 主に動物プランクトン（カイアシ類が主体、ヨコエビ類、ヤムシ類、アミ類）、伊勢湾では植物プランクトン（珪藻類など）も摂餌
 捕食者： 仔稚魚期には多様な浮魚類やヤムシ類、未成魚および成魚期にはヒラメ等の底魚類

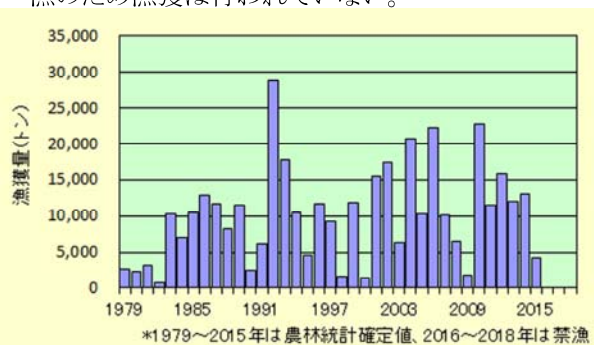


漁業の特徴

主な漁獲対象は、稚魚(シラス:2～3月)と幼魚(4～5月)で船びき網によって漁獲される。漁獲量の90%以上が、2～3月の漁期開始後の約2週間で水揚げされる。本系群は2007年以降、20億尾以上をとり残す日を終漁日とする実効的な資源管理が実践されてきた。2016～2018年は、漁期直前の調査で魚群が極端に少ないことが確認されたことから、愛知、三重両県の漁業者代表協議によって親魚を保護し資源量を回復させる目的で禁漁が決定した。

漁獲の動向

1974年に2.7万トン台であった漁獲量はその後大きく減少し、1982年に699トンにまで落ち込んだ。1983年以降は再び増加したが、その後は1,507(2000年)～2.9万トン(1992年)の間で大きく変動している。2016～2018年は禁漁のため漁獲は行われていない。



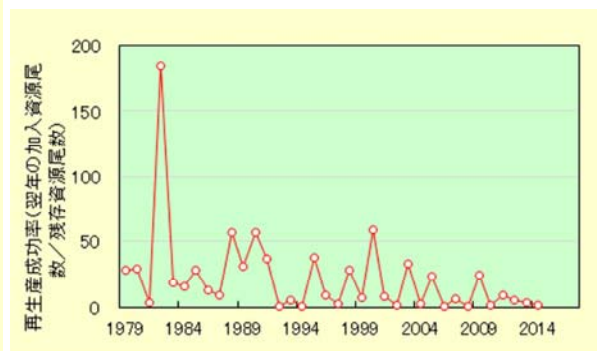
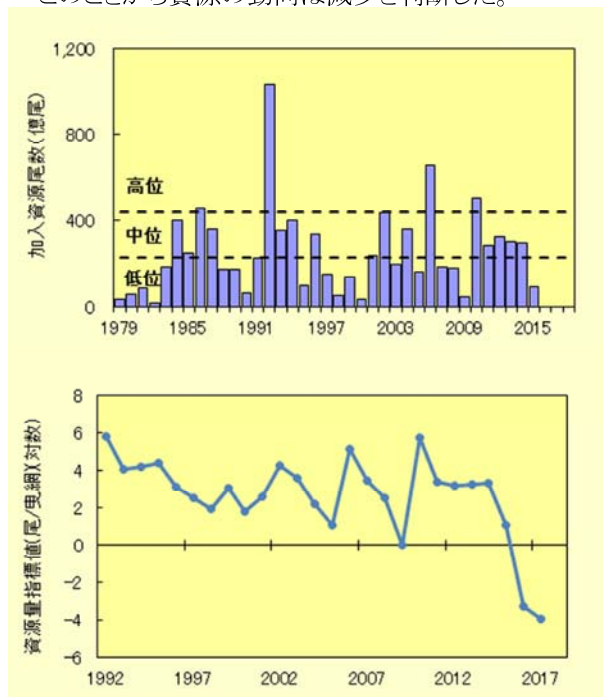
資源評価法

水準と動向の判断は、2015年までの過去37年間にDeLury法により得られた加入尾数及びその推移を用いて判断し、突出して多かった1992年を除いた最大値と最小値の差を3等分し、高位、中位、低位としていた。2016～2018年は禁漁のため漁期中にDeLury法の適用が不可能である。そのため、漁期直前に行った新規加入量調査結果

(2月上旬の伊勢湾内におけるイカナゴ仔稚魚の平均分布密度の対数値)を資源量指標値として用い、2015年の加入資源尾数を基準にした比較を行い、2018年の資源の水準と動向を判断した。

資源状態

加入資源尾数は、14億尾(1982年)～1028億尾(1992年)の間で70倍以上の変動幅を示しているが、禁漁直前の2015年は89億尾と低い水準であった。また、再生産成功率は2012年以降3年連続で減少していた。2018年の新規加入量調査で仔稚魚が採集されなかったことから、資源の水準は低位と判断した。また、2015年の加入資源尾数が減少しているに加えて、資源量指標値は2015年から2017年まで減少し続けており、2018年には新規加入量調査で仔稚魚が採集されなかったために計算不可能となった。このことから資源の動向は減少と判断した。



管理方針

資源管理指針・計画上の親魚量20億尾以上を確実にとりに残すため、資源水準および動向に合わせた漁獲を行うことを管理方針とした。2016～2018年は3年連続して禁漁となり加入資源尾数及び漁獲物の平均体重が得られないことから、2019年ABCは算定不可能である。伊勢湾のイカナゴでは、とりに残し親魚量一定方針による加入乱獲抑制等に取り組んでいる。禁漁は資源量を回復させるために最も効果的な措置である。しかし、2018年の新規加入量調査で仔稚魚が採集されなかったのは、夏眠魚の夏眠中減耗が影響したと考えられることから、夏眠魚調査等を通して本系群に関する情報を継続して収集していく必要がある。

管理基準	Target/Limit	2019ABC (千トン)	漁獲割合 (%)	F値 (現状のF値からの増減%)
Bfishable	Target	—	—	—
	Limit	—	—	—

- Limitは、管理基準の下で許容される最大レベルの漁獲量。Targetは、資源変動の可能性やデータ誤差に起因する評価の不確実性を考慮し、管理基準の下でより安定的な資源の増大または維持が期待される漁獲量
- ABCtarget = α ABClimitとし、係数 α には標準値0.8を用いた
- 2016～2018年は3年連続して禁漁となり、加入資源尾数及び漁獲物の平均体重が得られない
- 2019年ABCは算定不可能
- 本資源ではとりに残し資源量一定方針による評価を実施しており、Bfishableは20億尾

資源評価のまとめ

- 2018年の新規加入量調査で仔稚魚が採集されなかったことから、資源水準は低位、動向は減少と判断された
- 再生産成功率は2012年以降3年連続で減少した

管理方針のまとめ

- 資源管理指針・計画上の親魚量20億尾以上を確実にとりに残すため、資源水準および動向に合わせた漁獲を行うことを管理方針とした
- 2016～2018年は禁漁のため、2019年ABCは算定不可能である
- 夏眠魚調査等を通して、本系群に関する情報を継続して収集していく必要がある

伊勢湾・三河湾イカナゴの広域資源管理

1 資源の現状

伊勢湾・三河湾は、東北海域、瀬戸内海とともに日本におけるイカナゴの主要漁場であり、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲され、加工用、養殖餌料用として利用されている。

資源は大きな変動を繰り返しており、1978 年～1982 年にかけて 5 年間にも及ぶ大不漁を経験した。このため、漁業経営上もきわめて不安定な状況に置かれており、漁獲量の安定のための資源管理が望まれてきた。1990 年からは、親魚 10 億尾を獲り残す管理措置を導入するなど、自主的な資源管理が行われてきた。

その後、2007 年からは親魚の獲り残し尾数を 20 億尾に引き上げ、管理措置の強化を図った結果、資源水準が安定する傾向が見られている。しかし、2016 年～2018 年漁期には、漁期前調査で魚群が極端に少ないと判断され、操業が自粛された。

2 関係漁業種類

県	漁業種類
愛知県	いわし・いかなご船びき網、いかなご船びき網
三重県	ばっち網、いわし・いかなご船びき網、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網、親いかなご船びき網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

産卵親魚尾数を確保することによって加入資源尾数（初期資源尾数）を安定させ、安定的な漁業生産の維持を目指すことを方針とし、十分な漁獲が期待できる 300 億尾の資源加入を目標として、そのために必要な親魚を確保するため、20 億尾以上を残存させる漁獲努力量削減措置を実施している。

この取組が始まった 2007 年～2015 年の間は、資源水準が安定する傾向が見られ、資源量の少ない年にあっては漁獲割合が低い傾向にあったことから、親魚保護を目的とした取組が機能していたと考えられる。このため、操業が再開された場合は、これまでの取組を継承していくこととするが、あわせて海洋環境による夏眠魚の減耗等、資源への影響に留意しつつ、資源状況に応じた管理方策の改善や取組強化について検討する必要がある。

4 資源管理措置

措 置	内 容
産卵親魚の保護	関係漁業者立ち会いの試験操業を行い、全体の 8 割程度が産卵終了していることを確認後、親イカナゴの解禁日を決定
解禁日の決定	水試のデータをもとに市場価値の高いサイズに達する日を予測、両県漁業者の協議で解禁日を決定
操業秩序の維持	両県漁業者協議で操業期間中の操業日、漁場行使等の操業方法について両県協議で決定
夏眠場所の保全	イカナゴの夏眠場所を阻害しないよう、夏眠場所周辺を保全
終漁時残存資源尾数（20億尾）の確保	残存資源尾数確保のため、それ以上漁獲をしないよう、終漁日を設定
親魚保護のための保護区（禁漁区）の設定	産卵親魚の分布海域に禁漁区を設定
保護育成期間の設定（保護休漁）	市場価値の低い漁獲サイズの時期に一定の保護育成期間を設定。

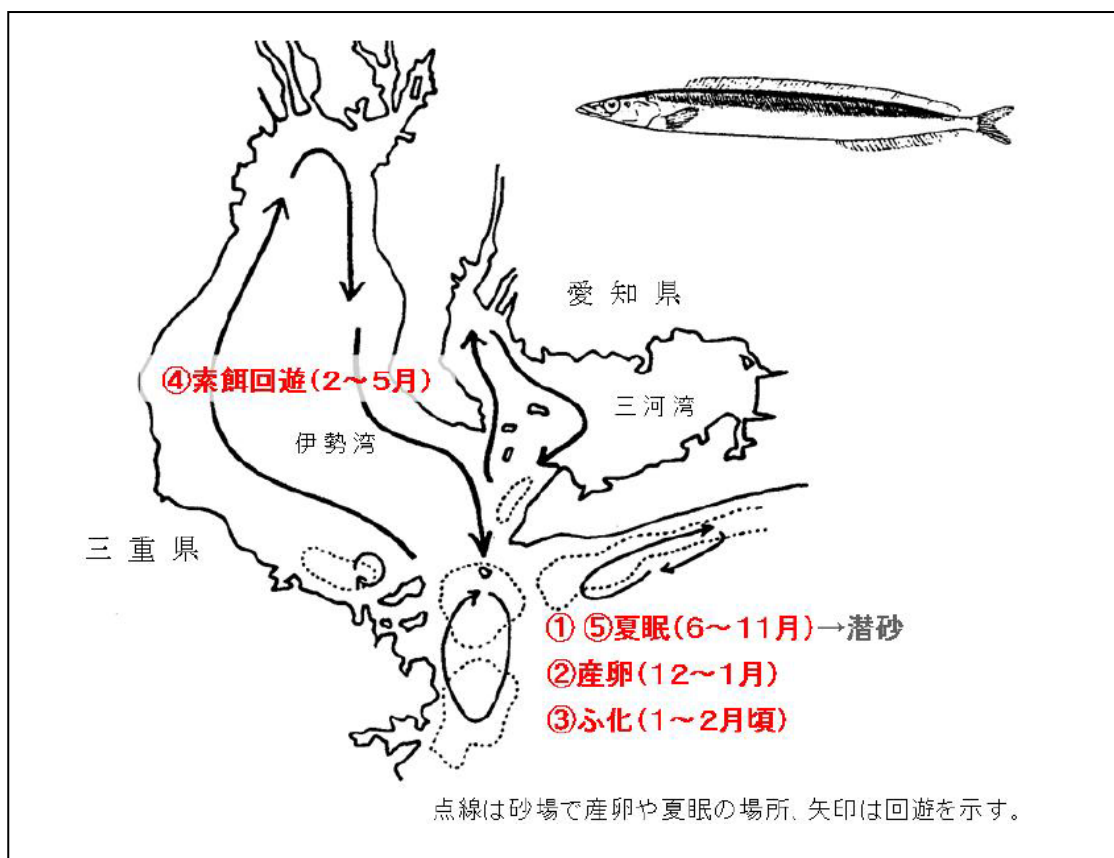
5 関係者による連携を図るための体制

行政・研究担当者会議及び漁業者協議会により、資源管理の目的、期間等を明確にしつつ、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

伊勢湾・三河湾イカナゴの広域資源管理に基づく平成30年の取組状況

措 置	30年漁期の実施状況
終漁時残存資源尾数 (20億尾)の確保	水産試験場稚魚調査、両県合同試験びきを行い、両県漁業者協議により資源量が極めて少ないことを考慮して、平成30年3月9日に操業を自粛することが決定。このため、終漁時残存尾数は不明。
親魚保護のための保護区 (禁漁区)の設定	操業自粛のため設定を要さなかった。なお、イカナゴを混獲する可能性のある機船船引き網漁業についても、伊勢湾・三河湾を4月30日まで、その後、伊勢湾北部と三河湾については6月10日まで操業自粛。
保護育成期間の設定 (保護休漁)	操業自粛のため設定を要さなかった。
産卵親魚の保護	操業自粛措置により保護した。
解禁日の決定	操業自粛のため決定を要さなかった。
操業秩序の維持	今漁期のイカナゴ漁の操業自粛について、両県漁業者協議で決定。
夏眠場所の保全	イカナゴの夏眠場所を阻害しないよう、夏眠場所周辺を保全。

【参考】イカナゴの生態について（愛知県水産試験場 HP より転載）



伊勢・三河湾で漁獲されるイカナゴは、伊勢・三河湾とその周辺海域で一生を過ごす、ひとつの独立した資源です。

12～1月に伊勢湾口でふ化した仔魚は、潮流によって湾内へ運ばれ、2～3月に全長3～4cmの稚魚となります。3～5月には全長が5cmを超えて、未成魚へと生長します。稚魚と未成魚は、ともに愛知・三重両県の二そう船びき網漁業の漁獲対象となり、稚魚はチリメン加工用に、未成魚は餌料用などに利用されます。

5～6月には再び湾外に移動し、11月頃まで夏眠します。夏眠中は、湾口付近の海底に潜砂し、ほとんど活動しないといわれています。夏眠期の終わりに成熟が始まり、12月には産卵がはじまります。産卵後の親魚も、1～2月には三重県の一部の漁業者によって漁獲対象となり、釜揚げ加工用などに利用されます。

通常、その年の漁獲尾数の90%以上は、稚魚期に漁獲されています。